

萩市屋外広告物等に関する条例の規定により公益上必要な施設又は物件の指定

平成20年8月15日

告示第59号

萩市屋外広告物等に関する条例（平成20年萩市条例第5号）第8条第1項第5号の規定により、寄贈者名等を表示する屋外広告物又は掲出物件が適用除外となる、公益上必要な施設又は物件を次のとおり指定する。

- 1 国旗掲揚塔（台及び柱状のものを含む。）
- 2 時計塔（台及び柱状のものを含む。）
- 3 噴水施設
- 4 交通信号機
- 5 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園並びにこれに準ずる公園に設置されたベンチ、くずかご及び照明施設
- 6 バス停留所標示施設
- 7 一般国道、県道及び市道に設置された街灯柱
- 8 元気なふるさと創出寄附顕彰条例（平成17年萩市条例第6号）の規定に基づき顕彰する物件